

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく指定有害物質排出基準【規則第8条（別表第4）】

規則別表第1-2	施設種類	規模又は能力	指定有害物質の種類	排出基準 (mg/Nm ³)	
1	ボイラー ※燃料として石炭を使用するものに限る	燃焼能力 10トン/時 以上	カドミウム及びその化合物	0.1	
			鉛及びその化合物	0.1	
			クロム及びその化合物	0.1	
2	ボイラー ※燃料としてプラスチック又は廃棄物固形化燃料を使用するものに限る	・ 火床面積0.5m ² 以上 ・ 燃焼能力 50kg/時 以上	4 t 以上	塩化水素	200
			2～4 t	ダイオキシン類	0.1ng/Nm ³
				塩化水素	200
			1～2 t	ダイオキシン類	1ng/Nm ³
				塩化水素	200
			0.2～1 t	ダイオキシン類	5ng/Nm ³
塩化水素	700				
0.2 t 未満	ダイオキシン類	5ng/Nm ³			
3	(窯業製品製造用) 焼成炉 ※建設用粘土製品に限る	燃焼能力 100リットル/時 以上	弗素、弗化水素及び弗化珪素	10	
4	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉 (燐化合物製造用) 電気炉、反応施設	・ 燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・ 燃焼能力 50リットル/時 以上 ・ 変圧器定格容量 200kVA 以上	燐化水素	0.5	
5	(化学製品製造用) 食塩電解施設	電流容量5kA 以上	塩素	15	
			塩化水素	50	
6	廃棄物焼却炉	焼却能力 1,000kg/時 以上	カドミウム及びその化合物	1	
			弗素、弗化水素及び弗化珪素	10	
			鉛及びその化合物	10	
			銅及びその化合物	10	
			亜鉛及びその化合物	10	
			シアン化水素	1	
			砒素及びその化合物	1	
			クロム及びその化合物	1	
7	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉含)、溶鉱炉 (溶鉱用反射炉含)、転炉、溶解炉、乾燥炉	・ 原料処理能力 0.5トン/時 以上 ・ 火格子面積 0.5 m ² 以上 ・ 羽口面断面積 0.2 m ² 以上 ・ 燃焼能力 20リットル/時 以上	銅及びその化合物	8	
			亜鉛及びその化合物	10	
			砒素及びその化合物	1	
			クロム及びその化合物	1	
8	(銅、鉛、亜鉛の第2次精錬または銅、鉛、亜鉛の管、板、線製造用) 溶解炉 ※9の項に掲げるもの、鉛系顔料製造用溶解炉を除く	・ 燃焼能力 10リットル/時 以上 ・ 変圧器定格容量 40kVA 以上	カドミウム及びその化合物	0.15	
			銅及びその化合物	8	
			亜鉛及びその化合物	10	
9	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	・ 燃焼能力 4リットル/時 以上 ・ 変圧器定格容量 20kVA 以上	カドミウム及びその化合物	0.15	
			銅及びその化合物	8	
			亜鉛及びその化合物	10	
10	コークス炉	原料処理能力 20トン/日 以上	シアン化水素	12	